

【上越観光ネット】バナー広告に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人上越観光コンベンション協会のホームページ（以下「上越観光ネット」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等に係る情報（以下「広告」という。）を有料で掲載をすることにより、上越観光ネット運営の財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び閲覧者の利便性向上に資することを目的とする。

(対象媒体)

第2条 対象となる媒体は上越観光ネットとする。

(広告掲載の仕様等)

第3条 広告掲載の仕様等は別に定める。

(対象者)

第4条 広告の掲載等を行うことができる人及び団体は、次に掲げる要件を満たす人及び団体とする。

- (1) 事業を営んでいること
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続中でないこと。
- (3) 公益社団法人上越観光コンベンション協会会員の場合は会費を滞納していないこと。
- (4) その他公益社団法人上越観光コンベンション協会が認めるもの

(広告内容)

第5条 広告の掲載等の対象となる内容は、次のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの
- (2) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するもの
- (4) 人権を侵害するもの
- (5) 青少年保護及び消費者保護の観点から適切でないもの
- (6) 意見広告に関するもの
- (7) 広告の掲載等の対象となる内容として不相当と認められるもの

(広告に関する責任)

第6条 掲載をした広告に関する責任は、すべて広告取扱事業者及び広告掲載者が負うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は平成27年6月1日から実施する。

【上越観光ネット】 バナー広告に関する要綱第 3 条に係る「広告掲載の仕様等」について

■【上越観光ネット】 バナー広告に関する要綱

(広告掲載の手続等)

第 3 条 広告掲載の手続、方法、期間等は別に定める。

広告の仕様等

媒 体	上越観光ネット トップページ
バナー広告サイズ等	縦 60 ピクセル×横 200 ピクセル 10 キロバイト以内 ファイル形式「GIF、JPEG、PNG」のいずれかで静止画のみとする。
掲載期間	平成 27 年 6 ～平成 28 年 3 月までの 1 か月単位 ※同一広告主の連続掲載期間は最大 6 か月とする。
料 金	会員企業 / 12,000 円 (1 か月) 非会員企業 / 18,000 円 (1 か月) バナー制作費用 3,000 円 (1 枠) ※作成済みのバナーを提供いただく場合は無料。
広告募集枠数	各月 9 枠 ※掲載順の指定は申し込み順とする。